

公立大学法人横浜市立大学公示規程

制 定 平成 28 年 1 月 1 日 規程第 1 号
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 規程第 29 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における公示の種類、形式その他について必要な事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公示の種類)

第 2 条 公示の種類は、次のとおりとする。

- (1) 告示 法令等の規定に基づいて、ある事項を法人内の全部又は一部若しくは法人外に知らせるもの
- (2) 公告 法令等の規定に基づいて、ある事項を広く一般に知らせるもの

(公示の形式)

第 3 条 公示は、左横書きとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、縦書きとすることができます。

- (1) 法令の規定により縦書きに定められた様式
- (2) 他の官公署が縦書きに定めている様式

2 前項に規定する公示の様式は、第 1 号様式によるものとする。

(公示の番号等)

第 4 条 公示は、種類ごとに番号をつけるものとし、総務部総務課において、告示番号簿（第 2 号様式）及び公告番号簿（第 3 号様式）により整理するものとする。

2 前項の番号は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる一連番号とする。

(公示の方法)

第 5 条 公示の方法は次のとおりとする。

- (1) 告示 横浜市立大学金沢八景キャンパス内に設置されている掲示板に掲示することにより行う。ただし、学生、市民等の利便を図るため、横浜市立大学公式 WEB サイトへの掲載若しくは各キャンパス又は病院の掲示板への掲示に代えることができる。
- (2) 公告 公立大学法人横浜市立大学定款第 7 条の規定に基づき、横浜市報に登載して行う。ただし、地方独立行政法人法その他の法令等により、公告の方法が規定されている場合を除く。

附 則（平成 28 年 規程第 1 号）

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、公立大学法人横浜市立大学公示令達規程（平成 17 年 規程第 28 号）は廃止する。

附 則（平成 28 年規程第 25 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 29 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第3条第2項）公示の形式

×印は空白にする字数を示す。

1 告示

(1) 横書とする場合

公立大学法人横浜市立大学告示第	号
×××	○○
×○○	
×××	年 月 日
公立大学法人横浜市立大学理事長×氏	名×

(2) 縦書とする場合

公立大学法人横浜市立大学告示第	号
×××	○○
×○○	
×××	年 月 日
公立大学法人横浜市立大学理事長×氏	名×

（備考）教育研究に関する告示を行う場合は、「公立大学法人横浜市立大学」を「横浜市立大学」に、理事長名を学長名に変更することができる。

2 公告

(1) 横書とする場合

公立大学法人横浜市立大学公告第	号
×××	○○
×○○	
×××	年 月 日
公立大学法人横浜市立大学理事長×氏	名×

(2) 縦書とする場合

公立大学法人横浜市立大学公告第

号

× × × ○ ○

× ○ ○

× × × 年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長×氏

名 ×

第2号様式（第4条第1項）

告示番号簿 (年)

(A4)

(備考) 特別の必要がある場合は、適宜必要欄を加除して記入すること。

第3号様式（第4条第1項）

公告番号簿 (年)

(A4)

(備考) 特別の必要がある場合は、適宜必要欄を加除して記入すること。